

地方公共団体の平穩業務遂行権に基づく差止請求

大阪弁護士会 民暴委員会委員
共栄法律事務所 弁護士 濱 和哲

地方公共団体は、地域行政の実施を担う「法人」（地方自治法2条1項）であり、地域課題に対応するため各種の事業や業務の実施を行う行政主体である。地方公共団体も「法人」である以上、株式会社等の他の団体と同様、各種の事業や業務を実施するための資産（行政財産）を保有し、多くの職員を任用して、資産と職員による労務提供を有効に活用しつつ、事業や業務の遂行を適切に図ることが求められる。

地方自治法上、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（同法2条14項）とされ、「常にその組織及び運営の合理化に努め（る）」ものとされている（同条15項）。

このことから、地方公共団体には、保有する行政資産や職員の労力を効率的に活用し事務処理を行うべき権利（平穩業務遂行権）があると解されている。では、地方公共団体の平穩業務遂行権が阻害される事態が生じた場合（例えば、頻繁な架電や面談要求により、通常の業務遂行が著しく困難となるような場合）、地方公共団体は、平穩業務遂行権の侵害を理由として、頻繁な架電や面談要求の差止めを求めることができるか。

この点に関しては、地方公共団体が申立人となった事案ではないが、参考となる裁判例として、東京高裁平成20年7月1日決定がある。当該事案の原審において、申立人が「営業権」を被保全権利とする仮地位仮処分の申立てをしたのに対し、原審は、法人の営業権の侵害は不法行為を構成することがあったとしても、差止請求の根拠とはならないと判断した。これに対し、抗告人（原審申立人）は、抗告審において、被保全権利である営業権の内容を「業務用財産の利用妨害及び業務のための人的資源の円滑な業務遂行（労働権）の侵害」であると補充主張した。

抗告審は、被保全権利を、（営業権一般ではなく）固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される具体的な業務であるとし、このような所有権に裏付けられた財産権と個々の従業員的人格権（円満に労働に従事する権利）との総体としての業務を遂行する権利を「業務遂行権」とした上で、法人はかかる業務遂行権を被保全権利として差止めを求める根拠とすることができる旨の決定をした。

控訴審決定の判例時報（2012号71頁）の匿名解説にもあるとおり、労使紛争

に関する裁判例においては、「法人の名誉、信用、平穩に営業活動を営む権利に基づきこれらに害する街宣活動等の禁止を認めた事例」（東京地決平成16年11月29日）や、「病院の土地・建物所有権及び業務を円滑に行う権利を被保全権利として、病院建物内外での一定の行為を禁止した事例」（東京地決平成7年9月11日）、「（生コン業者の）営業権を被保全権利として、搬入・搬出の妨害行為を禁じた事例」（大阪地決平成2年11月6日）などがある。

その他、労使紛争に関してではあるが、経営権や営業権に基づく差止請求の主張とその認容事例を解説したものとして、「新・裁判実務大系第16巻労働関係訴訟法Ⅰ」（青林書院、2001年）の「使用者側の仮処分」（262頁以下）がある。

また、東京地方裁判所民事第9部（保全部）による「民事保全の実務（第4版）上」（きんざい、2021年）は、「面談強要禁止の仮処分」の解説において、「法人が債権者である場合には、営業権又は平穩に営業活動を行う権利を被保全権利として申立てがされることが多い」（406頁）とされており、営業権又は平穩業務遂行権に基づく申立てが一般的に行われていることが記されている。少なくとも、法人が有するこれらの権利が被保全権利として差止請求の根拠となることに対し何らの疑義も示されていない。

以上によれば、法人の「営業権」や「営業利益」の侵害が差止請求の根拠となるかは、かつて、争点の一つとされたものの、東京高裁平成20年決定以降は、事業用財産の所有権及び法人が配慮すべき労働者の業務上の人格権の総体としての法人の業務を法人の人格的権利に準ずるものとする考え方がすでに確立しているといえる。その上で、法人が平穩に業務を遂行することができる権利に対する侵害があった場合、法人は平穩業務遂行権を差止請求の根拠とすることができることを前提に、その要件充足性を審理するというのが近時の実務的な傾向であるといえよう。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載